

主要農作物種子法にかわる公共品種を守る新法制定を求める意見書

戦後の日本の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下、種子法）が、2018年3月末日で廃止されることになった。

この種子法のもと、米や麦、大豆などの主要農作物の種子の維持・開発のための施策が実施され、農家には安くて優良な種子が、消費者にはおいしい米などが安定的に供給されてきた。特に農業試験場の維持、奨励品種制度の維持、種取り農家の保護・協力などの種子法に基づく施策が各都道府県によって実施され、種子の多様性を守ると同時に、必要な種子を誰でも持続的に入手できる種子の公共性を維持してきたのである。

しかし、規制改革推進会議は、この種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害するとして廃止を打ち出し、2017年2月に閣議決定、満足な審議なく4月に国会で廃止が決まってしまった。この廃止により、今後米などの種子価格の高騰、地域条件等に適合した品種の維持・開発などの衰退が心配されている。また、長期的には世界の種子市場を独占する遺伝子組み換え企業が日本の種子市場を支配していく懸念も指摘されている。

先祖代々継承してきた共有財産である種子を支える根拠法がなくなることは、日本の食の安全、食糧主権が脅かされることであり、消費者にとっても大きな問題である。本市においても、露地野菜や果樹・花卉等を中心に農業が営まれ、緑の空間と新鮮な食材を提供している。持続的で安価な公共品種の種子の安定的提供は、都市農家にとっても、消費者にとっても重要な課題である。米・麦・大豆の種子という大事な公共財産を失う可能性のある今、持続的な日本の農業を守るために公共品種を守るための新たな法律が必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、主要農作物種子法にかわる公共品種を守るための新たな法律の制定を強く求める。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宋 戸 治 重